Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-26

USSBS（米国戦略爆撃調査）が記録した「神戸」：「防空」への関心を中心に

長, 志珠絵

(Citation)
国際文化学研究 : 神戸大学大学院国際文化学研究科紀要,65:63-103

(Issue Date)
2026-03

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/0100503394

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100503394

USSBS（米国戦略爆撃調査）が記録した「神戸」
―「防空」への関心を中心に―

長　志珠絵

1.USSBS（米国戦略爆撃調査団）調査報告書について

USSBS（米国戦略爆撃調査団）は、第二次世界大戦下の 1944 年 10 月、米国陸軍省によってドイツへの爆撃調査のために組織された。1945 年 8 月 14 日に日本が降伏すると、トルーマン大統領は「対日戦争における原爆投下を含むすべての種類の空襲の調査研究」を大統領命令とし、当時民間保険会社の社長であったフランクリン・ドーリエ（Franklin D'Olier）を団長に、民間研究部門、経済研究部門、軍事研究部門の 3 部門体制による調査が進められた。調査団の先遣隊は 1945 年 9 月 4 日に横浜上陸を果たすなど迅速だった。調査団は、カラーフィルムによる動画撮影や政治家や軍幹部、市井の一般市民も含めた大量のインタビュー（「尋問」と訳されてきた）、資料収集も含めた総合的な調査活動を全体として 1945 年 12 月までに終え、1946 年 7 月、日本についてはアジア太平洋戦争に関する「太平洋調査」として、米国戦略調査団報告書（USSBS：U.S. Strategic Bombing Survey）を完成させた。全 109 巻と 5 つのカテゴリー（A. 調査団本部、B. 民間研究、C. 経済方面調査、D. 軍事方面調査、G-2. 情報部門）からなる。

長らく秘密文書扱いだったこれらの報告書は、総括的位置にある冒頭の「A. 本部報告」では、①総括報告書、②日本の終戦への闘い、③広島・長崎への原爆投下の影響――と核兵器と通常爆撃を別枠でとらえた。また、他の項目でも B. 民間研究の②の医療部門の 2 つの項目は原爆を軸とし、C の「経済方面調査」でも現地調査の「物的損害部門」で広島（第 92 巻）、長崎（第 93 巻）のそれぞれ「原爆投下の影響」を特化した。こうした「太平洋調査報告書」について、USSBS 最終報告書の「序論」は以下のようにまとめている。

©Shizue OSA 2026

「太平洋調査報告書には、３つの一般的な分析と、多数の報告書が含まれており、これらは日本の工場、産業、輸送、都市部、健康、および士気に対する連合軍の攻撃の影響に関する多数の報告書が含まれている。軍事分析部門および海軍分析部門の研究は、日本陸軍航空隊および太平洋地域におけるアメリカ陸軍および海軍の航空および海上作戦に関するものである。」[1]

こうしたUSSBS報告書に対し、1970年代にはじまる日本の空襲記録運動は、米国で史料公開が始まった同時期からこれらに強い関心を向け、収集を始めた。「横浜空襲を記録する会」は、いち早く翻訳・解説を進め、資料集全４巻本のうちの第４巻、『横浜の空襲と戦災４　外国資料編』（1972）を編んだ。歴史研究者・今井清一の優れた解説は、USSBS調査報告書109巻の内容を民間研究（11件）、経済研究（46件）、軍事研究（49件）の３つに分け、分量的には軍事研究をはじめ、工場損失についての分析を中心とする経済研究が多くを占める一方、空襲記録運動の立場からは民間研究にこそ注目すべきとした。『外国資料編』にはUSSBS調査報告書のうち、「日本の防空とその関連事項に関する最終報告」、「爆撃が日本の保険医療業務におよぼした結果」、戦意部「戦略爆撃が日本人の爆撃におよぼした影響」がそれぞれ抄訳、収録されたほか、「複合都市、東京・川崎・横浜に対する空襲の効果」を全訳して掲載した。

訳出された特定の都市についての報告書は、空爆の「効果」を介した地域の現代史資料である。もっとも特定のテーマによる注目は、対面での尋問調査報告である『日本人の戦意に対する戦略爆撃の影響』（*The Effects of Bombing on Japanese Morale*, 1947.6）だろう。これは戦意部門（moral division）による横断調査であり、内容的には全体に3500名に及ぶとされる、広島・長崎をも含む一般市民への面接・聴取・‘尋問’調査をまとめたものである。空爆による日本社会に与えた戦意喪失を論証するという意図を持つが、戦後直後の「日本人論」としてのアプローチのほか[2]、近年では、そのもととなった、個々の戦災都市での住民へのインタビュー調査が、音声テープも含めて検討の対象となる[3]。この他、カラーフィルム映像[4]やmotion pictureも含めた多様な資料について、改めて現代史の地域史料として議論される傾向もみせる。

ともあれ今井解説が指摘したように、USBSS 太平洋調査報告書全 109 巻は個別の都市の敗戦直後の人びとの生活空間を捉えた地域資料である。このため地域の空爆に特化した現代史史料・地域資料として、地域住民の協力も得て読み解く可能性を持つもので、まずは地域の現代史資料として整備される必要がある。このような関心から以下では主に、Kobe に関する「現地報告（Field Report）」として『大阪・神戸・京都に対する空襲の効果（*Effects of Air Attack on Osaka-Kobe-Kyoto*）』（1947.6）、『現地報告　神戸における防空と関連事項（*Field Report　Covering Air-Raid Protection and Allied Subjects in KOBE JAPAN*）』（1947.2）に焦点をあて、主に後者を中心に抄訳し、資料紹介としたい。

「神戸」は東京・横浜に次ぐ、大都市としての空爆目標群とされた。神戸市街地への代表的な空爆は、1945 年の 2/5、3/17、5/11、6/5 であるが（8/6 は、御影〜西宮を対象とした「中小都市空襲」）、工藤洋三を中心とする「米軍資料」[5] を用いた空襲研究は、1945 年 2 月 5 日の神戸に対する空襲を、実験的大都市空爆の端緒とし、他方、6 月 5 日については、大都市に対する大規模空爆の最後と捉えている [6]。

2 『大阪・神戸・京都に対する空襲の影響』を読む

2.1 『大阪・神戸・京都に対する空襲の影響（*Effects of Air Attack on Osaka-Kobe-Kyoto*）』に見る 1945 年神戸

USSBS の最終報告『大阪・神戸・京都に対する空襲の影響（*Effects of Air Attack on Osaka-Kobe-Kyoto* (*final report and original draft*), *Urban Areas Division*, 1947.6）』は、「経済方面調査」の一部であり、13 の都市に対する「地域部門」の第 58 巻にあたる。その構成は、大阪・神戸・京都の関西の 3 都市を相互に関係の深い 1 つのエリアとしてまとめた上で、それぞれの都市について記述している。全体の本文 302 頁のうち、大阪編 1 〜 145 頁、神戸編 147 〜 237 頁と、大阪・神戸の 2 都市の記述が大部分を占めている。

神戸編目次の章及び節に相当する大・中項目は以下である。

神戸市　The City　149 頁
都市の配置（地図 1 および 2）Lay-out of the City(Map1 and 2)
人口と住宅（地図 3）Population and Housing(Map 3)
都市地域の重要性（資料 3 および 4）Importance of Urban Area
空爆 Air Attacks　156 頁
（2 月 4 日、3 月 17 日、5 月 11 日、6 月 5 日、8 月 6 日）
物的被害 Physical Damage (Exhibits 2, Map4)
犠牲者 Casualties (Exhibits 3 and 4)
民防空 Civil Defense
民防空の効果（資料 5）Effectiveness of Effort(Exhibit 5)
公共事業および公共サービス Utilities and Public Services　176 頁
電力　Electric Power (Exhibit 6)
ガス　Gas (Exhibit 7)
水道　Water (Exhibit 8)
地域の交通　Local Transport (Exhibit 9)
通信　Communications (Exhibit 10)
輸送部門および基幹原材料　Transportation and Basic Materials　179 頁
海運および港湾施設　Sipping and Harbor Facilities (Exhibit 11)
鉄道施設　Railway Facilities
基礎資材　Basic Materials
燃料供給　Fuel Supply (Exhibit 12,13,14,15)
工業および労働力　Industry and Manpower　188 頁
神戸における工業構成　The Pattern of Industry in Kobe
工業労働力　The Industrial Labor Force (Exhibit 16,17)
生産動向　Production Trends　202 頁
神戸における工業調査　The Industry Survey in Kobe
全体的な生産動向　Over-all Production Trends
造船業　The Shipbuilding Industry (Exhibit 19,20)
生産動向　Production Trends

基礎資材　Basic Materials
労働力　Manpower
三菱造船所　Mitsubishi Shipyard
川崎造船所　Kawasaki Shipyard
労働者の問題　Labor Problems
結論　Conclusion
動力機器　Motive Equipment
神戸製鋼　Kobe Steel
労働力の問題　Manpower Problems
資材の状況　Materials Position
川崎車輛　Kawasaki Rolling Stock
小規模工場二社　Two Small Plants
製鋼構造物　Steel Fabricating
電気機器　Electrical Equipment
川崎電気　Kawasaki Electric
航空機部品　Aircraft Components
航空機産業　Aircraft Industry
ゴム製品　Rubber Products
被害状況　Damage
在庫および配給状況　Inventory and Allocations Position
機械工業　Machinery Industry
その他の産業　Miscellaneous Industry

生産難の事例研究　三菱電機

Components Dispersal Damage and Repair Labor Problem
部品　Components
分散　Dispersal
被害および修理　Damage and Repair
労働問題　Labor Problem

表題は 3 都市だが、全体の記述方法は、空爆被害の大きい大阪を中心に、それぞれの都市間の協力や人の流れ、商業形態などの比較を行うものである。先に参照した横浜編の解説では、USBSS 報告書が全体として、民間防空についての政府の無策を批判していたと指摘するが、このテキストでも、「空爆」パートでは政府の無策と無防備についての言及が多く、特に、1945 年 3 月に至るまで行政当局があまり危機感を持っていなかった傾向について、具体的な指摘がなされている。

たとえば「空襲」章に含まれる民間防空（Civil Defense）の項目では――

「大阪以上に、神戸の防衛対策は不十分であった。浅い掘り込み以外には、神戸市内にはほとんど防空壕が整備されておらず、最初の大規模な空襲の後は、空襲警報が発令されるたびに、多くの市民が近くの丘へと押し寄せた。そこには数千人を収容できるトンネルが建設されたが、十分とは言えなかった」（164 頁）

一方で、工場の防空体制は比較的評価が高い。

「1945 年 3 月以前、軍当局の安易な態度は、神戸の責任ある官吏だけでなく一般市民にも受け入れられていた。そのため、必要な行政措置を整備したり、補助的な民間防衛組織を訓練したりする真剣な取り組みはなかった。さらに、装備の不足により、地域の指導者や公務員の間で多少なりとも存在したであろう防衛への熱意も削がれてしまった。一般市民にとって、民間防空とは、灯火管制を守ることと、脆弱な自宅の前にコンクリート製の水槽を設置することに過ぎなかった。確かに、一部の官吏は、2 月の試験的な空襲の結果に深刻な危機感を抱いていた。この空襲では、小型のガソリンゼリー焼夷弾によって約 1,000 戸の家屋といくつかの工場が破壊または深刻な被害を受けた。しかし、神戸は 3 月 17 日の大規模な空襲に備えていたとは到底言えなかった。3 月の大規模な焼夷弾攻撃の一連の作戦において、神戸は最後に標的とされた都市であったが、前週の攻撃は、神戸の官吏や住民にとって

備えとなるどころか、むしろ恐怖による麻痺を引き起こしたようであった」

2.2　空爆後の戦災都市神戸

B29 による米国陸軍第 21 爆撃集団による神戸への空爆作戦は、3 月 17 日で市街地西半分が、6 月 5 日では東半分が焼尽エリアとされた。本テキストの神戸編では写真の掲載も多く、キャプションが充実している。こうした記述方法は、大都市空爆の効果や影響について、地上の都市空間がどうなっていたのか？に迫ろうとする点で特徴を持つ。以下では次の、土地利用を示す地図のほか、写真とそのキャプションをいくつか紹介しておこう[7]。工場･商業･住宅地が広がり、実態は混在地区を示す地図は 3.17 空爆地帯を示す。

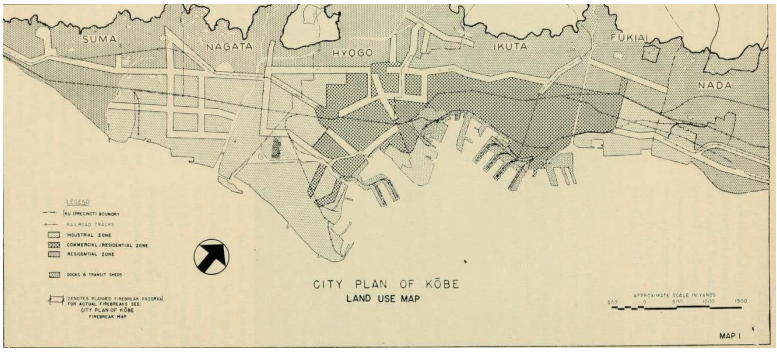

地図 1（150 頁）

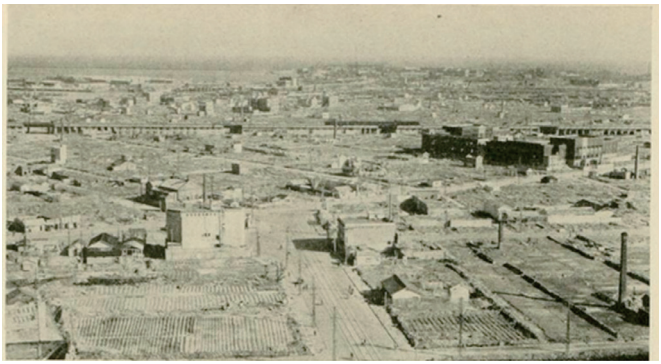

写真 6「神戸西部。南東方向を望むと、三月の焼夷弾攻撃で破壊された小規模工場地帯の一部越しに三菱造船所の複合施設が見える。鉄道付近の鉄筋コンクリート製の多層建築が焼け落ちているのが確認できる」（162 頁）

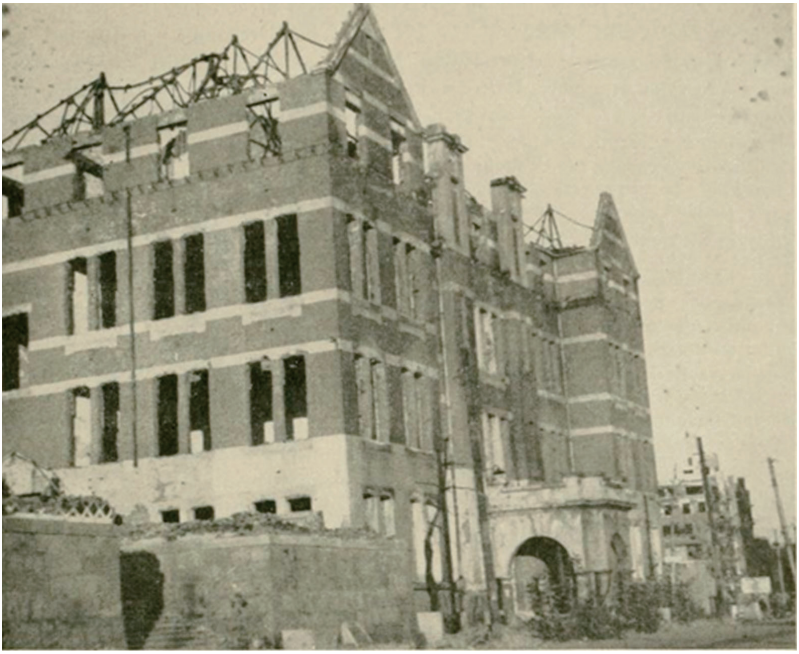

写真 9「神戸中心部。3 月の空襲後、市庁舎として使用されていたレンガ造りの校舎（6 月まで）」（167 頁）



写真 10「西神戸では女子学生たちが瓦礫を片付け、庭づくりをしている。屋根瓦は敷地の境界線に沿って積まれている。多くの地区では、ガス管や水道管だけがかつての住居の存在を示している。」（167 頁）



写真 11「西神戸。6 月の焼夷弾攻撃で破壊された地域の端にある丘陵地の郊外を北西方向に望む。手前にある小規模な機械工場の一群は完全に焼失し、スクラップとなった設備の一部だけが撤去されていた。近代的な火の見やぐらは、写真に写る数少ない鉄筋コンクリート製の建物の一つであり、中の設備が破壊されずに残っていた。」（170 頁）

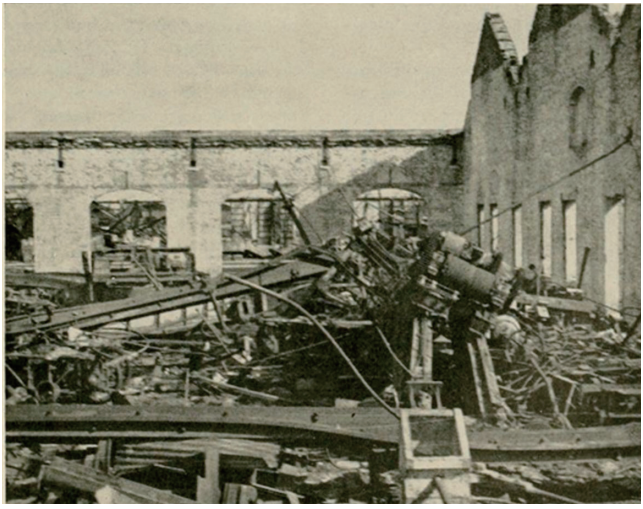

写真 15「鷹取車両修理工場の他の区画。屋根の梁や天井クレーンの崩壊により、機材の回収は不可能となった。」（183 頁）

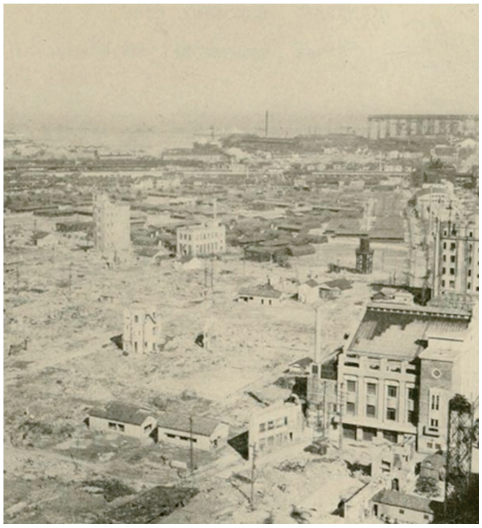

写真 16「1945 年 6 月 5 日に破壊された東神戸の小規模工場群。この写真に写っているほぼすべての工場跡を詳しく見ると、資材の在庫や焼失した工作機械、その他の機器が数多く残されているのがわかる。このグループに含まれる 6 つの大規模工場といくつかの作業場は、近隣の軍需工場向けの部品製造に従事していた。建物のほとんどは木造、「土蔵」造り、またはトタン製であった。多くの場合、煙突すらも目印として残っていない。左奥に見える鉄筋コンクリート製の校舎も内部が深刻な損傷を受けている」（193 頁）

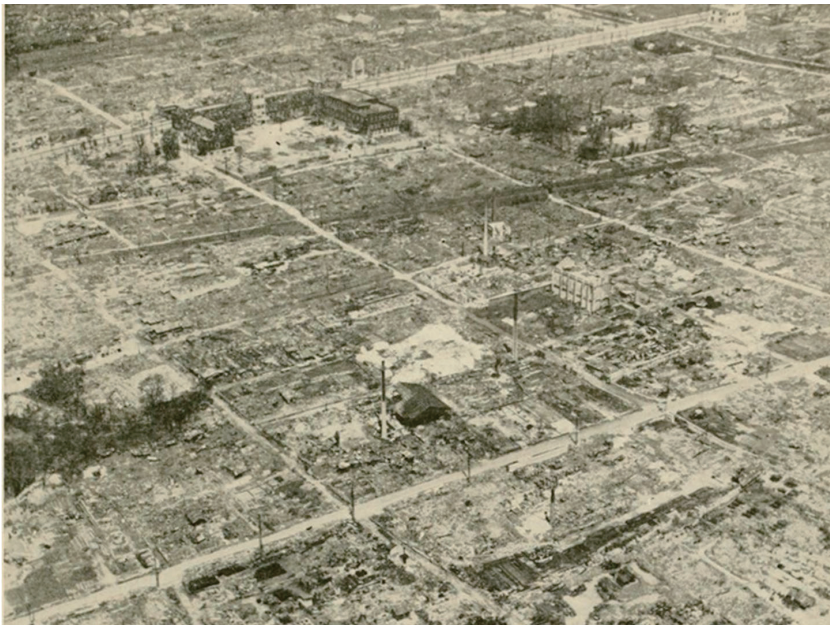

写真 17「川崎造船所の一部を南東方向に望む。工場全体の床面積の 36％が破壊された。焼失した工場周辺のエリアでは、工場、倉庫、混み合った労働者宿舎に代わってクォンセット・ハット（占領軍の黒人部隊であるウエストキャンプ、（）内引用者）が設置されている。造船所から伸びる幹線道路沿いにある近代的なコンクリート建造物でさえ、かなりの被害を受けた。」（209 頁）



写真 19（215 頁）「川崎航空会社の主組立区域にて。背景に見える深刻な焼夷弾被害に加え、1945 年 7 月にはこの場所で数回の高性能爆弾[8]による爆撃があり、それが破壊の決定打となった。」

2.3 「民防空」への関心とその評価

以下は 165 頁以降、「空爆（Air Attacks）」からの「民防空」の評価の訳出である。

3 月の空襲、そして 6 月の大規模な攻撃時に、神戸では消火活動やその他の応急対応がほぼ完全に機能不全に陥ったのに対し、市内のいくつかの大規模工場では比較的効果的な防空対策が実施されていた。なぜなら神戸の工業構造は一部の大工場が中心となっていたため、地域当局はこれらの工場に対してより積極的な防火対策を講じた。具体的には、消火設備の供給、工場労働者への防衛技術の訓練、その他の防護措置が実施された。その結果、神戸の防火対策の相当部分は、これらの主要な軍需工場および重要な下請け業者周辺の整地作業に向けられた。しかし、神戸への攻撃の集中度と規模は極めて大きく、これらの工場防護策は必ずしも十分な成果を上げることはできなかった。それでも、主要な工業施設における準備の相対的な適切さと、市全

体の防衛体制との間には顕著な差が見られた。3 月以降、民間の防衛部隊の再編が試みられたものの、その効果は限定的であった。10 週間に及ぶ大規模空襲の間隔は、効果的な防衛手段の即興的な改善にはつながらなかった。消防設備の甚大な損失と 3 月の空襲で消防設備やその他の機材が甚大な損害を受けたため、責任ある立場にあった者たちの間でも、6 月の大規模な攻撃に直面しても抗うことを諦め、自分や家族の命を守ることを優先しようとする傾向が一層強まった。神戸における空襲後の対策は、大規模な攻撃のたびに直前に大阪が攻撃を受けていたという事実によって大きく制約された。そのため、神戸で負傷した者や家を失った者の救護のために、大阪や周辺の都市の施設を活用することはできなかった。

被災者への支援は 2 ～ 3 日間試みられたが、それ以降は政府が提供する鉄道輸送以外の援助はなく、彼らは自力で避難先を見つけなければならなかった。

空襲後の食糧問題は特に神戸では深刻であり、空襲被害者の即時避難を余儀なくされた。3 月および 6 月の攻撃により、神戸の非常用備蓄の全量に相当する 12,000 トン以上の米が焼失した。6 月の空襲後、食糧配給は完全に混乱し、正常な状態には二度と戻らなかった。その結果、闇市の横行や、食料を確保するための欠勤の急増が深刻化した。主要工場では直接的な食糧配給によってこの問題の緩和が試みられたが、状況の改善には至らなかった。

兵庫県警察本部長が調査のために作成した報告書は、空襲期間中の神戸の一般的な状況を権威ある視点から詳細に描写している。この報告書の抜粋は、市民生活の全面的な崩壊の概要を示すとともに、生産や行政上の問題に対処する直接の責任を負っていた者たちが、この地域の壊滅的な状況をどのように認識していたかを明らかにしている。

大東亜戦争が勃発した際、ハワイ沖海戦、マニラ沖海戦、シンガポール陥落などの戦果が発表され、帝国軍の電撃作戦による大勝利が伝えられたことで、国民は軍部と政府に全面的な信頼を寄せた。その後、特に南方各地における戦果が次々と発表されるにつれ、国民の間には次第に軽薄で浮ついた態度が広まり、社会のあらゆる階層で楽観的に将来を見通す傾向が顕著になっ

た。さらに、軍需景気を私利私欲のために利用しようとする動きや、労働せずに利益を得ようとする風潮が目立つようになった。

1944 年半ばのマリアナ諸島侵攻まで、神戸では本格的な防空訓練が真剣に実施されることはなかった。〔……〕この時期、B-29 による北九州への初空襲が発生し、一部の市民の間でパニックによる避難が起きた。しかし、被害状況を過大に報じる報道があったにもかかわらず、その後は再び沈静化し、1945 年まで目立った動きはなかった。3 月になるまで、神戸市の完全な無力さが露呈することはなかった。この士気の低下と地域組織の崩壊は、神戸の工業活動と経済生活に深刻な影響を及ぼした。　168 頁

〔……〕

主要都市の中で、神戸は工業施設および建築物全体の被害比率において、2 番目に高い被害を受けた都市であった。このデータは、合同目標選定グループ（Joint Target Group）による航空写真解析に基づいて算出されたものである。神戸における工業施設の屋根面積の損壊率は 37%、全建築物の被害率は 56% であった。これは、大阪の工業施設の被害率 25%、全体被害率 35% と比較してはるかに高い損害であった。また、都市空襲において大阪に投下された爆弾総量のやや半分強の量が、よりコンパクトな都市である神戸に対して投下されたが、その影響は両都市で大きく異なる結果をもたらした。

神戸に対する空襲の影響は、いくつかの点で他都市とは異なっていた。主要工場への直接的な被害は非常に大きく、空襲初期の段階から深刻な損害を受けた。 さらに、多くの工場では連続的な攻撃によって損害が拡大し、最終的に神戸のすべての重要目標地域が大規模な損害を受けるに至った。神戸の工業施設は、1945 年 2 月初旬の日本の都市型工業地帯に対する初の試験的焼夷弾攻撃により、すでに深刻な打撃を受けていた。この実験的な攻撃では、比較的少ない投下量で、神戸の主要な軍需生産の大部分を即座に減少させることに成功したが、非工業地域への被害はごく僅かだった。その後、3 月と 4 月の 2 度の大規模な焼夷弾攻撃によって工場の損害はさらに拡大し、市街地の壊滅も大阪と同等か、それ以上の混乱を引き起こした。攻撃の期間や工場への直接的な被害の面において、神戸への攻撃は大阪よりもはるかに先行

していた。 その結果、神戸の総死傷者数は、大阪の約２倍に達した。ただし、東京・広島・長崎と比較すると、いずれの都市も相対的には死傷者数が少なかった。」

このようにＣ経済方面調査、13 都市地域部門に配された「大阪・神戸・京都への空襲の影響」が描く神戸は、大阪と比較されることで全体にその実験的な性格としての「神戸への攻撃は大阪よりもはるかに先行していた」に加え、「神戸の総死傷者数は、大阪の約２倍」という特徴を浮かび上がらせている。神戸は近代以降、急速に発展した大都市であり、平野部も狭い。労働者住宅は工場地帯に隣接して次第に西に広がった。報告書は、地図１のような、神戸の混在した土地使用エリアと重ねて読むことで、住居を焼き払うことに重点をおいて開発された「焼夷弾」の影響を受けた地域の全体像の解像度を深めるものだろう。

３.『現地報告　神戸における防空と関連事項（*Field Report　Covering Air-Raid Protection and Allied Subjects in KOBE JAPAN*）』（1947.2）に見る瓦礫のなかの神戸の防空壕

3.1 神戸の防空壕

USSBS 報告書は全体に、市民による都市での防空業務であった「民防空」としての防空関係についての関心が高い。神戸については 109 巻のうち、B. 民間研究の①民間防空部門の７「空襲防空と関連事項に関する現地報告」（神戸）として、神戸に特化した『現地報告書（*Field Report Covering Air-Raid Protection and Allied Subjects in KOBE JAPAN*）』（1947.2）が存在する[9]。

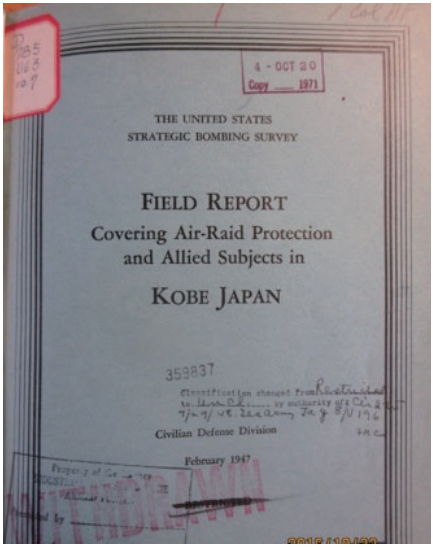

図２　ニューヨーク図書館蔵

調査の対象としての神戸はどのよう

な特徴が指摘されていただろうか。

構成はⅠ序論以下、Ⅱ～ⅧⅩの 10 章からなる。なおⅣ章Ⅶ章については節に相当する項目をつけた。

Ⅰ．序論（Introduction）p1
Ⅱ．神戸及び兵庫県における防空行政の構造（Administrative Structure for Air-Raid Defense in Kobe and Hyogo Prefecture）p4
Ⅲ．特別民間防空機関（Special Civilian-defense agencies）p6
Ⅳ．日本の民防空の組織と運用（Organization and Operation of Japanese Civilian Defense）p10
Air-Raid Warning/ Control Center/ Incident Control /Unexploded Bombs/ Fire Services（Fire Protection, Fire Prevention）/ Emergency Medical Service /Red Cross/Mortuary Service p31) Rescue Service/ Post-Raid Clearance
Ⅴ．公共利用のための工場、施設、建築物の防護 (Protection of Factories, Installations and Buildings devoted to Public Use) p41
Ⅵ．防空（受動的）施設および予防措置（Passive-Defense Installations and Precautions） p60
Protective Lighting / Shelters(63p) / Gas-Protection Service / Camouflage / Conduct of the Public during an Air Raid
Ⅶ．疎開および救護（Evacuation and Welfare）p80
Evacuation p80 / Post-Raid Emergency Welfare p84 / War Damage Claims
Ⅷ．民防空要員および民間人の訓練（Training of Civilian-Defense Personnel and the public）p89
Ⅸ．参考資料 Reference Notes p91
Ⅹ．付属資料 Exhibits

USSBS の最終報告書は空爆の「成果」をさまざまな角度から調査、記述した

とされるが、この現地報告書の場合、主に神戸市行政による、人びとの動員や管理体制、「民防空」（Civil Defense）のあり方に焦点が向けられる。脆弱とはいえ、軍防空とその施設等も存在したが、報告書の主題は内務省―警察―府県行政による民防空にあった。民防空は戦前日本の防空体制の基本であった。その法的根拠は、1937 年以降度々改正された防空法による。防空法は、「逃げるな火を消せ」と地域住民の消火活動を義務づけることで、空爆の人的被害を拡大した。防空行政は内務省を管轄省庁に府県が防空計画業務を担う一方、警察行政を管理主体に、軍の任務としてではなく、民間人に国土防衛の義務を課した。

改めて USSBS の現地報告書に即してみると、敗戦直後の神戸について、多くの興味深い記述を残している。それは、大阪との異同や時期的な違い、防空業務が神戸市行政にとっては、通常業務の肥大化や混乱につながったこと、また、県管轄の警察組織が防空業務を担う前線となることで、「神戸市長よりも警察部長の権威が上になった」（Ⅱ章）と防空業務の増大が広がることと市行政との役割の変化など総力戦末期での行政組織との関係である。

他方、市民社会への影響という点では、一時的な移動のみを強いた「退避」を中心に、空爆後の被災者への救護やその後の対応など、行政による応急処置の制度や運用にいたるまで、広く社会のありように関心を向けている。

神戸という一都市に特化した記述は、神戸市行政当局からの大量の資料の押収による数字なども踏まえた点で具体的であり、USSBS 全体の最終報告書よりも、地域史としての資料的価値は高い、と考えてよいだろう。

以下では、同テキストとして、写真が鮮明なニューヨーク市立図書館蔵の史料によって、民間防空に関わる記述を抄訳する。

3.2

3.2.1「Ⅳ章 日本の民間防空の組織と運用」

Ⅳ. 日本の民間防空の組織と運用（Organigation and Operation of Japanese Civilian Defense）10 頁～

遺体処理（Mortuary Service）31 頁～

15. 序論　平時においては、葬儀業者組合が警察署と契約を結び、民間の葬儀

で処理されなかった遺体の対応を行っていた。しかし、激しい空襲が発生すると、非常事態があまりにも深刻であったため、葬儀業者が通常の方法で対応することは不可能になった。そのため、個別の葬儀ではなく、大規模に処理できる特別な方法が考案される必要があった。

例えば、1945 年 3 月 17 日の空襲では、神戸だけで約 2,800 人が死亡し、1945 年 6 月 5 日の空襲では 3,000 人の死者が出た。神戸における全空襲の合計死者数は 7,000 ～ 8,000 人と推定され、兵庫県全体では 10,200 人に達した。

また、一般的に、日本人は遺体に触れることに強い忌避感を持っていることも指摘しておくべきである。これはおそらく宗教的な概念に由来するものであろう。そのため、遺体の収容や処理に協力する人員を確保するのが困難であり、その負担は主に葬儀業者とその従業員にのしかかった。

16. 組織　遺体処理業務は兵庫県警察の刑事・捜査課の管轄下に組織された。そこから指揮系統が各警察管区へと広がっていた。各警察署には警察署長が配置され、遺体の収容および処理の責任を負っていた。

非常事に対応するため、各警察署に「清掃隊（seisotai）」が編成された。この隊は隊長 1 名と副隊長 2 名の指揮のもとで運営され、いずれも葬儀業者が担当していた。隊員の数は 20 ～ 50 人で、さらに 3 ～ 5 つの班（han）に分けられ、各班は 5 ～ 10 人で構成されていた。

これらの組織において、清掃隊の隊長は「清掃隊長（seiso tai cho）」、各班のリーダーは「班長（han cho）」と呼ばれていた。

17. 訓練　訓練といえるものは、葬儀業者組合の社員によって行われた。清掃隊の指揮を担当した葬儀業者はすでに必要な技術的訓練を受けていたため、指導される側の隊員に対する特別な訓練の必要性はそれほど高くなかった。

しかし、実際の問題は規律の欠如とチームワークの不足にあった。激しい空襲に伴う混乱の中で、作業員たちは動揺し、困惑してしまうことが多かった。さらに、隊員自身が自宅を失ったり、家族や友人を亡くしたりするケースも多く、そのような状況下では任務に復帰できなかったり、中に

は職務を放棄する者もいた。その結果、清掃隊の活動はしばしば混乱し、作業が滞ることとなった。この状況は最後まで改善されることなく続いた。そのため、計画上では機能するはずだった組織体制も、実際の災害時には十分に機能しなかったことが明らかとなった。

18. 遺体の身元確認と家族への通知　すべての衣服には識別用の名札が取り付けられた。また、特に女性の場合、衣類の断片も身元確認の重要な手がかりとなった。遺族や知人が布地の模様を見て、被害者を識別できることが多かったためである。

指紋照合は身元確認の手段としては使用されなかった。いずれの場合でも、遺体の身元が確認されると家族に通知が行われ、希望があれば遺体は自宅へ送られた。その場合、遺体の処理は家族、または引き取りを希望する者の責任となった。

19. 遺体の安置と大量処理　各警察管区内において、寺院や神社などの指定された場所が遺体の収容地点として設定された。すべての遺体は、まずこれらの収容地点に運ばれた。

遺体は 3 日間保管され、その間に身元が確認されず、引き取り手が現れなかった場合は火葬場へ送られた。火葬後、遺灰は回収され、寺院へと移送された。しかし、火葬場が処理能力を超えた場合、未確認・未引取の遺体は集団墓地にまとめて運ばれ、焼却処理された。その後、遺灰は寺院へ移されることとなった。

20. 死亡証明書の発行　遺体の身元が確認された場合、警察署が死亡証明書を発行した。死亡証明書が発行されると、その人物の名前は戸籍から抹消された。平時では、行方不明者は 7 年間経過後に死亡とみなされたが、戦時中はこの期間が 3 年に短縮された。しかし、非常措置として、警察署は行方不明者に対し、時間の経過を待たずに死亡証明書を発行することが可能であった。

21. 遺体の運搬　通常、遺体の運搬は霊柩車によって行われていたが、未曾有の大量死に対応するには台数が不足していた。そのため、トラックが代用されることとなった。防空体制の一環として、特定のトラックは空襲警報

が発令されると管轄の警察署に出動するよう指定されていた。これらのトラックは、さまざまな任務に割り当てられ、その中には遺体の収容と運搬も含まれていた。

22. 応急医療業務

a. 応急処置と病院　予想されていた空襲に対応するため、応急救護所や病院の組織化は、日本の基準で見れば比較的整っていたものの、アメリカの基準と比べると大幅に劣っていた。常に医薬品や医療機器の深刻な不足があり、神戸では大規模病院において最悪の不衛生な環境が観察された。爆撃により、市内の病院のベッドの 3 分の 1 が失われ、同程度の割合で応急救護所も機能を喪失したため、飽和攻撃（Saturation attack）の最中に通常の負傷者対応を行うことは不可能となった。さらに、安全を求めて都市を離れる医師や看護師が少なくなかったことも事態を悪化させた。その結果、適切で迅速な医療を受けられずに死亡する空襲被害者が多数発生した。

b. 赤十字　赤十字の主要な役割の一つが病院の運営であったことを考えると、兵庫県内に赤十字病院は 4 つ（そのうち 2 つが神戸）存在していたが、それでも民間の空襲被害者を十分に救護することはできなかった。

c. 埋葬業務　組織の観点から見ると、神戸の遺体処理体制は適切に整備されており、比較的軽度な空襲では計画通りに機能していた。

しかし、多数の死者が発生したため、集団焼却や集団埋葬が行われた。これは通常、日本人にとって受け入れがたい処置であったが、理想からはかけ離れていたものの、必要な目的は達成された。救助活動は、人員や装備を輸送するトラックの不足により、常に遅延していた。初期の空襲によって使用可能な車両が破壊されるか無力化されたため、救助隊は最終的に徒歩で現場に向かわざるを得なかった。重機や動力機器が救助作業に適したものが全く存在しなかったため、高性能爆弾の直撃で頑丈な建物が倒壊するたびに、救助活動は非常に困難な状況に陥った。警備隊が神戸港湾地域では活動していなかったことに留意すべきである。そこでは、すべての救助活動が補助警察・消防隊（警防団）および港湾地域に集中する工業施設で編成された特別防護班によって行われていた。（これらの救助部隊の詳細については、本報告書

の「港湾」および「工場空襲防護」の章を参照されたい。）

[……]

空襲後の復旧作業 37 頁

1. 序論　空襲後の復旧作業および関連する活動に関して、神戸・兵庫県の事例は、大阪府・大阪市の事例と本質的に大きな違いはない。したがって、本報告では神戸と大阪で共通する準備や作業については簡潔に触れ、神戸において発見された細かな改良点や、若干の違いが見られる作業手順について詳述する。

2. 応急道路復旧　a. 大規模空襲への準備　(1) 行政組織　担当する県および市の公共事業部門は、戦時中も本質的な組織変更はなく、作業員に戦時名称が付与され、また防空組織表の中で正式な役割を与えられたに過ぎなかった。県の組織表においては、「労務本部」が設置され、その長は県公共事業部の土木課長が務めた。本部の下には、通常の県公共事業部と同じく、河川課、道路課、砂利課、木材課、輸送課が配置され、それぞれの課長が戦時下でも引き続き指揮を執った。新たに「応急土木工作団（okyū doboku kōsakudan）」[10] という名称が与えられ、旅団、大隊、中隊という軍組織のような形式に再編された。しかし、この行政計画の最大の成果は、警察との連携が確立され、緊急時に公共事業部隊を迅速に動員できる体制が整えられた点にあった。神戸市はこの準備において大阪市よりも先行していたようである。大阪では 1943 年 12 月の内務省命令に基づき、1944 年 3 月にこの体制が整えられたのに対し、神戸市は独自の判断で 1943 年 6 月にはすでに同様の措置を講じていた。戦時中、神戸市における空襲後の復旧作業は、県の統制を受けつつも、より自由な裁量と責任のもとで進められていたことがうかがえる。ただし、緊急時の警察権限に関してのみ、市と県の関係は、それまでの街路行政に関する助言・指導という関係から変化した。なお、県内のその他の市町村に関しては、県が 13 の支部を通じて監督を行っていた。

(2) 応急土木工作団　この組織の編成および割り当てられた役割については、大阪の事例とほぼ同様であり、特筆すべき点は少ない。神戸市公共事業部が提供した「臨時復興協会の組織表」にその概要が示されている。前述の通り、神戸ではこの基本的な組織が大阪より 9 か月早く設立されており、1943 年

12 月の内務省命令によっても大きな変更は必要とされなかった。県は、この工作団の旅団を県内の主要都市に編成し、それに属さない地域に対しても適切な支援を提供する体制を整えた。しかし、新たな人員の補充や追加は許可されず、通常の建設・修繕部隊のみで運営された。さらに、軍の徴兵制度による影響で、新規の人員確保は事実上不可能であったとされている。

(3) 人員の訓練　空襲によって新たな問題が発生することはなく、主な課題は部隊の動員と迅速な現場到達にあると想定されたため、実施された訓練はこの目的を達成するための「機動演習」のみに限られていた。こうした演習の回数や詳細を記録した文書は、県および市の公共事業部の事務所が焼夷弾攻撃によって焼失した際にすべて焼かれたとされる。また、内務省には報告が提出されていたものの、神戸の当局はそれらの報告をほとんど価値のないものと考えていた。

[……]

(4) 装備　1943 年 12 月時点で、現場に備えられていた装備は手作業用の工具、ツルハシ、ショベルレーキのみであり、それ以外の機材はほとんど存在しなかった。輸送手段としては、市が所有するトラック 4 台と、県が全域で使用するために保有するトラック 20 台のみが利用可能であった。なお、市は伊丹の企業に製造を依頼したブルドーザーを数台発注していたと主張していたが、それらは最終的に納入されることはなかった。

(5) 相互援助　県は、地域間での援助を可能にする計画を策定したが、その取り決めの大部分は口頭によるものであった。行政および部隊の迅速な派遣を目的として、県は東西に分割され、東部は道路課長、西部は河川課長が指揮を執ることとされた。計画では、相互援助は基本的に各区域内での活動に限定され、極めて緊急の事態を除いて区域を越えた支援は行わない方針とされた。また、神戸市は必要に応じて県の部隊を要請する権限を与えられていた。

(6) 警察の役割　応急道路復旧計画の中心は警察にあり、道路の障害情報の発信や、即時対応可能な復旧作業員への指示を行う全権を与えられていた。各地域の警察署は、必要に応じて補助警察・警防団（keibodan）や緊急工作隊（kinkyū kōsaku-tai）を動員し、応急の復旧作業を実施する権限を持ってい

た。対応が困難な場合は、中央警察本部や応急土木工作団の適切な部隊へ支援を要請することが可能であった。

この緊急工作隊の詳細については、県警察の担当部門から情報が得られた同部門は補助警察・警防団および緊急組織を指揮していた。内務省は 1943 年 6 月、県に対して緊急工作隊の設置を命じ、同年 12 月までに県内 25 の市町で組織が編成された。しかし、この組織は、実質的には「労務報国隊（rōmu hōkoku-tai）」に所属する熟練労働者に与えられた名称に過ぎなかった。

a. 各警察署は、必要な大工、石工、レンガ職人、その他の職人を集めて独自の修理組織を編成するよう命じられていた。また、人員が不足した場合は、隣接地区から労働者を借りることも可能であった。この組織の責任者は、各警察署管轄内の労働者の一人が務め、署長の指示を受ける形となっていたが、1945 年 4 月には、署長自身が組織の責任者となる体制に変更された。緊急時に労働者が道路、橋梁、工場、住宅の修理に動員された場合、警察署は県の提供する資金から賃金を支払い、その後、作業の対象となった工場の所有者や関連する政府機関が県に対して補償を行う仕組みであった。しかし、県の公共事業部は、応急修理組織がどれほどの道路復旧作業を行ったか、また警察を通じた補償記録に基づく詳細な数値を提供することができなかった。同様に、補助警察・警防団が実施した復旧作業の規模についても、彼らを指揮する警察部門からは情報を得ることができなかった。これは、地域の警察署がこれらの作業について正式な報告を行っていなかったためであるとされている。

b. 作業状況　神戸および兵庫県内の他地域に対する空襲では、高性能爆弾の投下が比較的少なかったため深刻な道路障害は発生しなかった。街路は比較的交通に支障がなく、道路に落下した瓦礫はそのまま放置されるか、地域の住民グループによって脇へ寄せられたと報告されている。大阪・神戸間の道路では、一箇所深刻な道路封鎖が発生したものの、県の公共事業担当者はその撤去の詳細について把握していなかった。彼に対し、関連資料を収集し、この作業に関与した各部隊の活動を含めた詳細な報告を作成するよう要請した。しかし担当者は、火災による記録の

消失や作業報告の欠如を理由に、道路復旧計画の成否を示す具体的な統計を提供することはできなかった。なお、応急土木工作団の部隊が都市間で相互に支援を行った事例は一度もなかった。

[……]

3. 道路・橋梁・河川堤防の応急修理 (39 頁～)　a. 準備　道路復旧を担当する行政当局が、道路・橋梁・河川堤防の修理も管轄しており、同じ組織と人員がそのまま活用された。そのため、修理に関する準備作業の大部分は道路復旧作業と同様であった。ただし、計画上、修理作業には補助警察・警防団（keibodan）のような未熟練の部隊よりも、緊急工作隊（kinkyū kōsaku-tai）の活用が重視されていた。修理作業にはより多くの困難が予想されており、そのため訓練にも若干の追加努力が払われた。特に、道路・橋梁の担当者には、橋の応急修理に関する実演が実施された。しかし、木材やセメントなどの修理資材の不足は深刻であり、確保できた資材は、戦略的に重要な道路や橋の近くに配置された。また、資材を運搬するためのトラックが不足しており、県および市の公共事業部が所有していたわずかな舗装ローラーは、陸軍に徴用されて飛行場の建設に使用されていた。

[……]

6. 回収 (40 頁)　1943 年 4 月、県庁に金属を回収する部署が作られた。この部署は「金属回収統制会社」を統制したが、これは東京に本社があり、各県県庁所在地に支社が置かれ、その全てが軍需省 [11] の下にあった。同社の神戸支社は 1943 年 6 月に設立された。金属スクラップ回収を監督し、ラジエーター、真鍮製のドアノブ、窓の掛け金、その他、 金物類の不要なものを探し出し、それらの金属を必要としていた工場にそれらを分配した。スクラップを実際に回収する作業は「回収工作隊」と呼ばれる会社の従業員によって行われた。1945 年 3 月 17 日、神戸での最初の大空襲の 1 ヶ月後、同社は焼けた家庭の廃墟からスクラップを回収し始めた。爆破された大規模な工場は、歪んだ鉄骨や壁の劣化による怪我の可能性があるため、作業は安全ではないとみなされた。所有者は回収可能であれば、 1 ヶ月間、希望するものを除去でき、会社はその後、立ち入ってスクラップ回収ができた。神戸は 1945 年 7 月 11

日の法令によって、所有者が拾わなかった物品で回収可能なものについて保持できるとする 1 ヶ月の期限について、大阪と同じく、守らねばならないとは認識していなかったことが判明した。中央の倉庫はなく、スクラップは会社の財産となったが金属スクラップを必要とする工場は高熱を浴びたため、錆びた金属を受け入れられず、何もできなかった。西宮と芦屋では、隣組員がスクラップ回収に雇われた。神戸などの自治体では学校の子どもたちも同じ様な目的で駆り出された。神戸でどれだけのスクラップが回収されたかは推定されていなかった。このスクラップの売却による収入は、すべて「戦災援護会」に寄付された。会社および県での回収部署が設立される以前は、スクラップを使用する民間業社によって回収された。この業社がどれだけの量を集めたのかについて、記録は残されていない。行政、運営ともに回収部署は防空組織とは一切関係がなかった。

7 所見 高性能爆弾が引き起こす様な規模の撤去に関する問題を、焼夷弾は生じさせなかった。都市が焼尽していくと処理や修復に関する業務は減少した。一方で、少量でもあった資材や装備は空襲によって枯渇し、復旧要員は解散した。復旧要員にとって特に困難であったのは、応急工作隊の隊員を市からの許可なしに派遣することであった。処分と修復のための相互の援助計画は良好だったが、実際にはほとんど利用されなかった。補助的な緊急のクリアランス部隊や修復保全部隊において、作業の記録が残っておらず、報告システムも不十分であったため、県の修復担当部署は全体の損傷状況について誤った情報を得ていた。しかし全ての兆候は大阪のものと同じ程度に貧弱な復旧の記録を示している。陸軍による援助の証拠は発見されなかった。危険な壁の破壊は所有者に責任があり、この件は防空計画全体の中で重要なものとはみなされていなかった。市の公共事業部は、他の都市とくらべて県の管理に対し主導権を発揮し、自由に活動した。1943 年 12 月に国家から提案を受ける 9 ヶ月前に防空措置を策定し、乏しい修理資材を戦略的に重要な地点に分散させて緊急時に迅速に対応できるよう利用していたことは、政府に先んじた対策であった。(40-41 頁)

3.2.2 「Ⅵ . 消極的防空設備および予防的措置」の「防空壕」

Ⅵ . 消極的防空設備および予防的措置　60 頁～

防空壕（SHELTERS）63 頁～

1. 序論　この報告書の目的は、シェルター提供に関する全国的な計画がどのように実施されたかを示し、それと異なる点を指摘し、空襲の際、身を守るために提供された様々なタイプの退避施設をえがくことである。神戸においても、内務省の指示は、同じ経路をたどり同じ規定があり、大阪現地報告書に記載されているようなやり方で行われた。調査によると、1942 年に内務省から、屋根のないシェルターを建設するよう指示が下り、1943 年に被覆された防空壕建設へ方針が変更され、1944 年にさらに改正され、すべての住民に十分な防空壕の建設が要求された。この最後の変更は、内務省が発行したパンフレットに記載された計画や仕様に従って建設するよう指示したものだが、地方の役人がそれぞれの状況に合わせて調整しなければならないという証拠があった。調整を必要とした主な要因は、重要な資材の不足と人手不足であった。

2. 開発

a. 神戸における避難所（防空壕）の開発は、大阪の現地報告書に記載されている一般的な方法と同様に実施・施行された。

b. 当局は、家族用シェルターを除くシェルタースペースは、全人口の 50 ～ 60%、つまり子どもと高齢者の 80%に相当すると主張した。山の斜面に建設された防空壕以外は、焼夷弾の直撃や高性能爆弾の命中など、その近くにある防空壕をほとんど保護していないことが改めて確認された。防空壕の品質が全般的に低いのは、総じて資材不足、人手不足、建設計画の開始遅延によるものである。

c. 建設資金の調達は、神戸市が防空壕を建設し、その費用の 20%を国が拠出するというものだったが、現在まで市は 10%しか受け取っていない。工場の事業上の懸念による避難所建設や個人宅の防空壕建設への公的資金はどこからも充当されなかった。

d. 神戸の軍事施設には、大阪で見られたようなコンクリート製の防空壕はな

かったが、激しい空襲の際には、軍人が山中の公共トンネル防空壕を利用していたことが調査で証明された。

e. 病院、工場、港湾地域、鉄道が建設した防空壕の詳細については、本報告書の各セクションを参照 --- 大体において、公的機関がすべての国民に満足のいくトンネル型防空壕を提供できなかったのは、そのような防空壕の費用の３分の２を負担するという政府の申し出にもかかわらず、重要な資材や必要な労働力を確保するのが手遅れになるまで、空襲の激しさを十分に認識できなかったからだと言える。

3. 防空壕のタイプ

a. 個人用　戦争の初期には、国民はそれぞれの家族を収容するのに十分な大きさの防空壕を、家の下に深さ３フィートほどの穴を掘って供するよう命じられた。その中には、側壁を木材で補強したものもあったが、多くの場合、何の補強材も使われなかった。空爆下では、これらの避難施設は両方の出入り口が家の中にあったため、死の罠となり、何千人もの死者を出した。その後、家族が避難所を建設し、火災が発生して広大な地域が焼け野原と



「床下に防空壕が建設された家屋のタイプ」



「家が焼けた後の床下の防空壕
この写真は、屋内と屋外の両方に入り口がある珍しい例のひとつである」



「空き地に建てられた家族用シェルター」



「火災後、保管目的に変更された防空壕」

なった。・・・山の斜面に住む家族の中には、山を掘ってシェルターを作った。観察されたいくつかのものは、側壁に煉瓦の筋交いがあり、よくできていたが、天井の陥没を防ぐ支柱はなかった。それでもこれらは、神戸にある家族用シェルターの中で最も優れたものと評価された。

b. 準公共防空壕　神戸では、大阪と同様、より重い建物の地下が、従業員や一般市民の避難場所として使われた。これらの地下室は昼夜を問わず開放されており、市民は建物の一部を通って入らなければならなかったが、不法行為や物品の略奪は報告されていない。これらの地下室の天井は、どこも補強されていなかった。

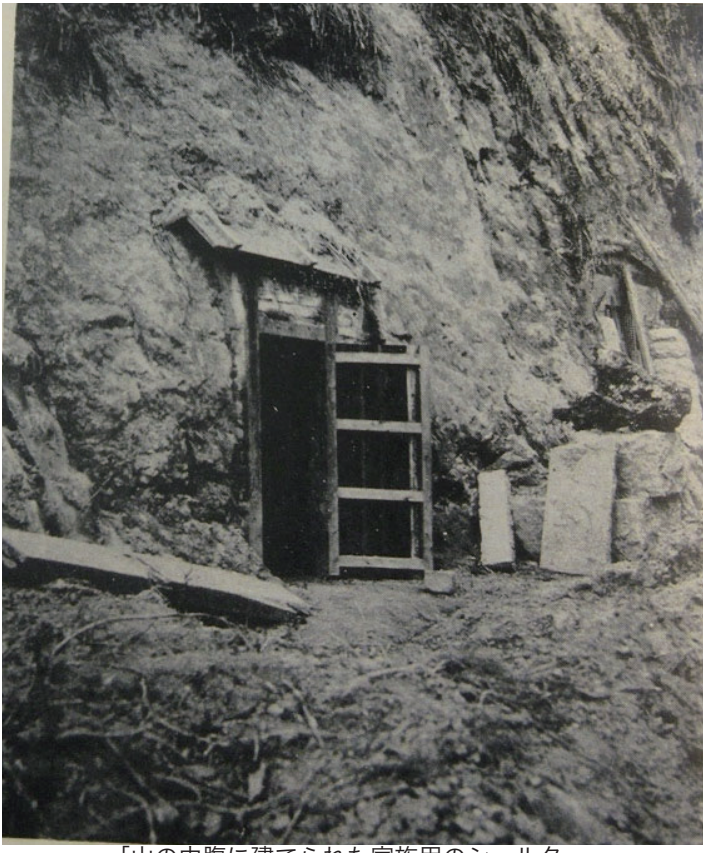

「山の中腹に建てられた家族用のシェルター
貴重品だけでなく、人にも使用される」

c. 公共の防空壕

(1) 覆い付き塹壕型

〔……〕

(2) コンクリートブロック地上型　これらのシェルターは、コンクリート建築ブロックを使用して建設され、内壁は単層のブロック、外壁はブロック仕上げで施工され、その間には 3 フィート（約 90cm）の土が詰められていた。天井には 4×4 インチ（約 10×10cm）の梁が組まれ、その上に 1 インチ（約 2.5cm）の板が敷かれ、さらにその上に 1.5 ～ 2 フィート（約 45 ～ 60cm）の土が覆われ、その最上層には 0.5 インチ（約 1.3cm）のセメント層が施されていた。入り口は 2 つあったが、照明もなく、座席もなく、衛生設備もなかった。 このシェルターの収容人数は 24 人だった。(() ポスゲ内引用者)

(3) 土管　この形式の防空壕は、直径 5 フィートのコンクリート・パイプ 2 本 (4 フィート）で構成され、その一端はコンクリート・ブロックでできた壁で完全に閉ざされていた。屋根と側面は 2 フィートから 2 フィート半の土で覆われていた。側面はコンクリートブロックと石で約 2 フィートの高さまで補強され、外寸は約 10×12 フィートだった。これらのうち 2 つは、開放された両端が約 3 フィートの間隔で向かい合うように置かれていた。いくつかは、土の屋根の上に 2 分の 1 インチのコンクリートが使われていた。



「交通安全帯があった通りの真ん中に掘られた防空壕跡」



「交通安全帯に建設された公共のツイン型シェルター　（定員 24 名）」

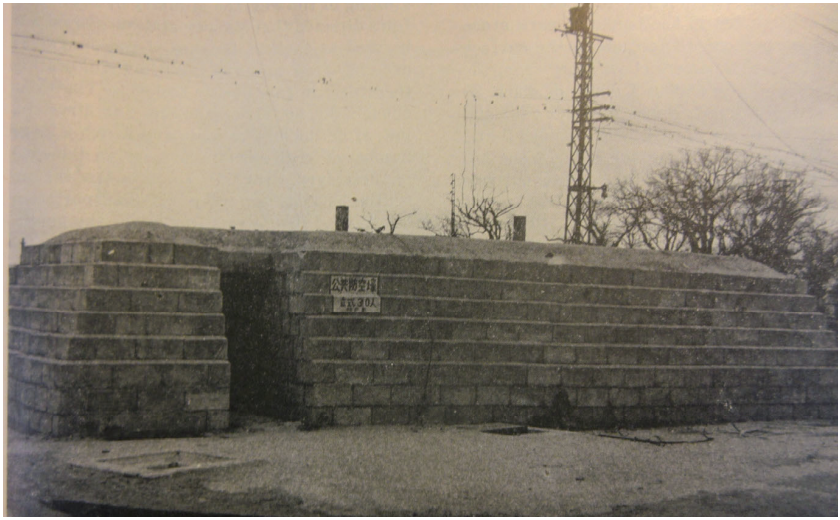

「ブロック型公共シェルターの損傷側。内壁と外壁の壁の間の破損に注意。
中空のコンクリートブロックも土で埋まっていた。」

(4) トンネル型　通りに建てられた公共の防空壕。コンクリートブロックは土で埋められている。 入り口は 2 つ、定員 30 名。P69 参照。反対側の入り口と被害状況がわかる」

〔……〕



「公園内に作られたトンネル型のシェルターで、入口は道路に面している」



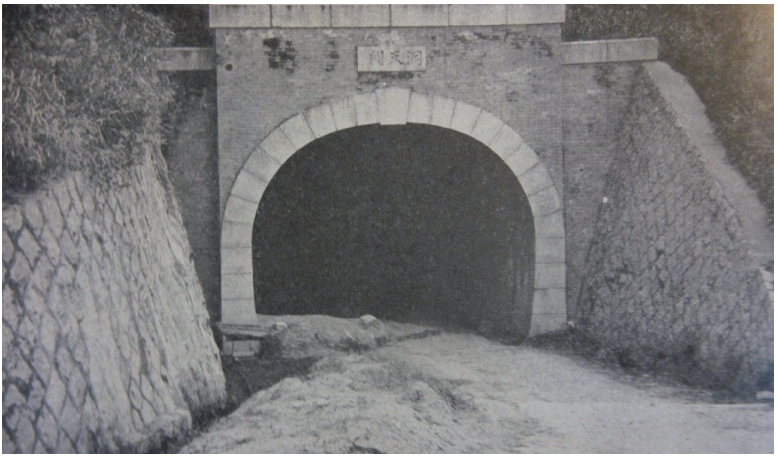

「防空壕として使われる道路トンネルの入り口（生田道路、神戸市）」

これらの防空壕の多くは、路面から 15 フィートほど高い公園の土手に建設された。 トンネルは舗装の高さから 5 度の勾配で約 20 フィートの深さまで掘られた。側壁と天井は木材で補強され、入り口の脇には石が積まれた。 その上に掘った土を載せて屋根を覆った。入り口の前に隔壁は作られなかった。これらの防空壕の収容人数はおよそ 25 人から 30 人であった。

(5) 洞窟またはトンネル型　1945 年初頭、六甲山の山腹に大規模なトンネル型シェルターの建設が急ピッチで進められた。当局は、約 2 マイルのトンネルを建設し 25,000 人から 30,000 人を収容できると推定した。計画では、子供と高齢者がこれらの防空施設に最初にアクセスできるようにすることが求められた。坑道はよくできていて、重い木材でしっかりと固定されており、入り口は重いバッフル壁によって保護されていた。 トンネルは幅約 8 フィート、高さ約 7 フィートだった。中には照明設備があるものもあったが、座席の配置や衛生設備は整っていなかった。 側面と天井を補強する重い木材と丘の反対側にいくつもの出口がある道路トンネルの内側から、さらに良い構造の一つが山の中腹に掘られた (70-71 ページ)。これらのシェルターは、500 フィート（約 150m）以上の山が頭上にあるため、防護性能が非常に高かった。そのため、空襲の際には住民が満員になるほど利用された。



「道路トンネル側面から山に掘られたトンネル型シェルター（神戸・生田道路）」



「トンネル型防空壕への防御壁板と入り口」



「防空壕として使われる側溝。
コンクリート製の床板スラブを撤去し、入り込む手段を確保」

(6) 側溝　神戸の通りの多くには深さ２～３フィートの側溝があり、そこには約３フィート ×3 フィート ×6 インチの石でできた覆いを乾燥させた状態で敷きつめられていた。多くの人がそのひとつを持ち上げ、側溝にもぐりこみ、ブロックを身を保護するものとして使った。 数人から得た話によると、これらは特に山の斜面に続く通り沿いで人気があったという。

(7) 地下鉄としての防空壕　神戸の地下鉄は全長わずか２～３マイル（約３～ 5km）しかなかった。戦争の初期段階において、内務省は、過密状態に

よる窒息の危険性があるため、地下鉄駅を防空壕として使用しないよう指示を出していた。しかし、神戸の当局はこの指示を厳格には守らず、最初の空襲後、多くの小規模な機械工場が被害を受けたり破壊されたりしたことを受け、地下鉄の駅に機械工場を設置した。その結果、地下鉄の運行は完全に停止し、一般市民の防空壕としての利用も不可能となった。

4. 所見

a. 人びとに十分な防御施設を提供するための計画はあまりにも遅れて開始され、また鉄筋やセメントが不足していることによって妨げられた。しかし、六甲山の利用により、神戸市はトンネル型の防空壕を建設することで、人口の約 5 パーセントを十分に保護することができた。これらのトンネル防空壕は、木製の支柱があり、神戸への空爆で使用された爆弾の種類に対して優れた防御力を発揮した。

b. 家族用や公共の防空壕は、最初の激しい焼夷弾空爆では罠となって死亡することが判明し、多くの人命が失われた。

c. コンクリートパイプは爆弾の破片を防ぐが、火災時の窒息は防ぐことができない。

d. 神戸の軍事施設には、大阪で見られたようなコンクリート製のシェルターはなかったが、（我々の）調査によると、大規模空爆の際には、軍人は山中の公共トンネルシェルターを利用していた。

e. 病院、工場、港湾、鉄道用に建設されたシェルターの詳細については、本報告書の各セクションを参照

総じて言えば、公共当局はすべての市民に対して十分なトンネル型シェルターを提供することに失敗した。その主な理由は、空襲の激しさを完全に認識したときには、すでに重要な資材や必要な労働力を確保するには手遅れになっていたためである。これは、政府がそのようなシェルターの建設費の 3 分の 2 を負担することを申し出ていたにもかかわらず起こったことであった。

3.2.3「Ⅶ . 避難（疎開）及び救護」より

Ⅶ . 避難（疎開）及び救護　80 頁～

疎開

1. 序論　a. 1944 年 1 月 27 日付で、市長名により公布され、神戸市民に宛てられた避難（疎開）計画（付録 T および参照資料第 39 号）は、東京の内務省防空総本部によって制定された計画と、基本的に同一の内容であった。

本計画は、主として次の目的を有していた。それは 1945 年 8 月の終戦まで有効であり続けた。

1944 年 4 月、兵庫県は、内務省からの助言を受けて、空襲によって被災するおそれのある市内残留者を対象とした救護対策を実施するため、「罹災者避難実施要綱」（付録 U および参照資料第 40 号）と題する計画を公表した。しかし、この計画は、内容が過度に精緻であったこと、輸送および食糧の確保が不十分であったこと、さらに受入地域として指定された住宅がすでに自発的疎開者や学童によって使用されていたことから、結局実施されることはなかった。

1945 年 3 月 17 日の大規模空襲後においても、本計画を活用しようとする試みはなされなかったが、正式に廃止されることもなかった。

b. 神戸における（本報告の　() 内引用・翻訳者）現地調査は、便宜上、次の三部門に区分された。

（1）一般市民の自発的疎開　（2）学童集団疎開　（3）空襲後の応急救護

一般市民の自発的疎開

2. 計画　[……]

3. 疎開対象者―公布された計画は、次に掲げる人々に対し、自発的疎開を促すものであった。

a. 世帯主が疎開先地域に居住している一方、官公庁、銀行、会社等に勤務し、それらが他地域に所在している、または当該職場へ通勤している場合。

b. 事業の再編等により、一時的に職を失っている者。

c. 年金、恩給、不動産収入または利子収入によって生活している者。

d. 各種手当によって生計を立てている者。

e. 定職を有しない者。

f. 子女の教育のために当該地域に居住している者。

g. 退職または最近の婚姻により、二世帯を維持している者。

h. 海外または遠隔地に居住する者の家族で、手当によって生活している者。

i. 職業上、当該地域に居住する必要のない者。

j. 1944 年 11 月 13 日付の兵庫県公表文書（付録 5）において、兵庫県警察部長から神戸市長および尼崎市長に宛てて通知されたところによれば、1944 年 11 月 15 日より、次の集団を疎開させることとされた。

（1）小学校在学児童（2 年生以下）（2）離乳前の乳幼児およびその母親（3）妊婦 （4）高齢者 （5）付添人を必要とする病人

4. 受入地域 80 頁～

a. 地域［……］

b. 空襲罹災者のための受入地域［……］

c. 北海道計画―1945 年 3 月に、東京、名古屋、大阪および神戸に対する大規模

空襲が行われた後、神戸の当局者は、本州の工業地帯からの疎開者を受け入れる拠点として北海道を利用する大規模な計画が存在することを報告した。この計画には、すでに述べた各疎開対象集団が含まれる予定であった。神戸の当局者は、この計画の発表については耳にしていたものの、東京から当該の壮大な計画を実施に移すための公式文書を受け取ることはなかった。

彼らの見解によれば、この計画が実効に移されなかった理由は、当時の輸送施設の破綻と、軍需品輸送に交通力を極度に集中させる必要があったためである。

5. 疎開者の輸送 a. 自発的疎開者および空襲被災者のいずれに対しても、特別または追加の輸送手段を提供するための措置は講じられなかった。ただし、一定の優先扱いおよび運賃の減免は認められていた。疎開者は一般の乗客と同様に扱われ、移動の時期は各自が選択した。戦争初期には携行手荷物の制

限はなかったが、1945 年 3 月の空襲以降は、疎開者一人につき手荷物 5 個までとされ、各個の容量は 1 と 1/3 立方ヤード（1 立方メートル）を超えないものと制限された。

空襲後の応急救助 84 頁～

1. **責任** ― 救護業務に関する指示は、東京の内務省から発せられ、神戸の府県警察の防空課に通達された。防空課はこれを、救助業務に従事する者のために、ほぼ原文のまま 1943 年 7 月頃に公布した。
2. **市の救護所**　a. 応急救護所は、市内の各区によって運営され、神戸市内のおよそ 200 か所に市当局によって設置された。これらの救護所では、空襲被災者に対して応急手当、食糧、避難所が提供された。短期間の対応の後、患者は府県警察の救護課に引き渡されたが、多くの場合、形式的な手続きにとどまっていた。これらの救護所は、公立学校、神社、公的建物、病院、さらには多くの場合、医師の自宅（特に個人病院や診療所を併設していた場合）に設置された。1945 年 3 月の空襲以降、多くの医師がその地域から逃げ出したため、職務を続けさせるために厳しい規則を制定する必要が生じた。

   b. 提供された事業　これらの救護所は応急救護目的で設置されたため、主に空襲被災者の集合場所として機能したが、軽傷者の治療も行われていた。重傷者はできる限り早く病院に搬送されたが、戦争終結時には 10 か所のうちわずか 3 か所しか病院が残っていなかった。空襲被災者は、おおよそ 5 日間、食糧と一時的な避難所を無償で提供されたが、その間に自力で居住先を見つけられない場合には、最大 15 日まで延長されることもあった。しかし、1945 年 6 月の大空襲の後は、避難所が過密状態になり衛生環境も極めて悪化したため、この提供期間は最大 5 日間に短縮された。市はこの緊急の住宅や食糧を無償で提供したものの、空襲被災者を市外へ避難させる措置や、その他の公的避難所の整備は行わなかった。「避難の部」第 1 項で言及されている空襲被災者の避難計画は実施されず、各人が食糧や住居を自力で確保しなければならなかった。それにもかかわらず、3 月の空襲以降、自主的な避難者は増加した。6 月の空襲後は、交通手段や通信手段の欠如により、3 月

ほどの避難の加速は見られなかった。最終的に、これらの応急の救護所では約 20 万人が救護を受け、そのうち半数が 3 月の空襲後、残り半数が 6 月の空襲後に援助を受けた。

c. 府県警察の救護所　府県警察の救護課（救護係）は、空襲被災者への寝具・衣類・食糧の配布、孤児や家を失った高齢者の保護、空襲で失業した人々の職探しの援助などを目的として、小学校や寺院を利用し、約 40 か所の救護所を設置していたが、1945 年 6 月の空襲後には 35 か所に減少した。この救護活動は元来平時の組織であり、それが戦時の非常時に対応する形で運用されていた。同課の見積もりによる戦争被災者の数は 767,776 人であった。この人々への食糧供給は、国庫の資金によって確保され、受益者を親類のもとに送るための手配が整うまでの 1 週間から 1 か月の間、供給されていた。親類のいない者たちは、兵庫県の但馬や丹波、また鳥取県や岡山県の各地へ集団で送られた。こうした方法で支援された人は、全体で約 400 人にのぼった。この救護課は、本報告時点では、避難所や寝具の提供ができず、通常の食糧需要の約 5 分の 1 しか確保できなかったため、機能していなかった。

3．**食糧統制**　大阪と同様に、東京の農林省の管轄下にある約 30 か所の食糧貯蔵庫が、食糧救援所としても使用された。空襲被災者は、区長から発行された被災証明書を提示することで、配給券なしでこれらの救援所から食糧を受け取ることができた。神戸の当局は、需要を満たすのに十分な食糧が確保されていたと報告しているが、1945 年 8 月 11 日には、帝国の六大都市すべてで食糧配給が 10％削減され、それ以降、これらの貯蔵庫の食糧は通常の配給需要に充てられたため、備蓄は一切残っていなかった。

4．**家を失った人々（建物疎開）**　1944 年 3 月から 1945 年 7 月までの間に、計 6 回にわたり、政府の命令により延焼遮断帯（防火帯）を設けるために住宅が取り壊された。取り壊しの対象となった住宅の住民には、10 〜 14 日前に通知が出され、新たな住居を自力で探すように指示された。市や県は、彼らのための住居の提供などは一切行っていなかった。このような事情で家を失った場合の補償金の支払いは、府県と市の代表で構成される補償委員会が損害の程度を査定し、支払うべき損害額を勧告するという形で決定された。

住宅の所有者には、平均して 1 坪（約 3.3 平方メートル）あたり 500 円が支払われ、賃借人がいた場合には、3 ～ 6 か月分の家賃相当の補償（無償居住）が平均的に与えられた。火災によって住居を失った場合には、平均で 1 世帯あたり 80 円が支給され、そのうち 50 円を市が、30 円を府県が負担した。住宅の所有者は、加入していた保険があればその保険金も受け取れると想定されていたが、防火帯設置のために取り壊された建物については、保険金の支払いは行われなかった。

5　**所見**　a. 空襲後の応急救護は、十分な計画や調整がなされておらず、医療物資、交通手段、人手、建築資材の不足により、大きな支障をきたしていた。市政府と府県当局の間には相当な反目があり、そのために計画の承認が得られず、「紙の上の計画は多数あったが、実行されたものは少なかった」との指摘があった。

b. 上記のとおり、神戸における救護は、計画の不備や設備・資材の不足によって大きく制約されていたものの、戦時中、約 75 万人の被災者に対して何らかの応急支援を提供していた。被災者の受け入れ先に関する事前の計画がなかったため、 空襲を受けた地域内で被災者を分散させざるを得なかった。

注

1　Introduction, “Final reports of the United States strategic Bombing Survey, 1945-1947[microform]” p3.

2　広川禎秀「降伏時の国民意識―米国戦略爆撃調査団報告および面接記録を中心にー」（『人文研究』39-11、1987）

3　広島長崎への調書を除き、面接調書分析による主な研究としては、石橋星志「東京空襲を記録する会収集の USSBS 尋問調査録音テープとその活用」（『空襲通信』21、2019.8）、梶原康久「地域エリートから見た下関空襲―米国戦略爆撃調査団・スペシャルインタビュー（下関）の分析」（『地域文化研究』29-31、2016）、梶原康久「下関空襲と「銃後」の市民―米国戦略爆撃調査団・下関面接調査の分析」（『地域文化研究』26、2011）等参照。なお面接調査の包括的な調査研究としては、アメリカ戦略爆撃調査団聴取書を読む会編『福岡空襲とアメリカ軍調査 - アメリカ戦略爆撃調査団聴取書を

読む』（海鳥社、1998）が多くの論点を提起している。

4 長志珠絵他編、神戸空襲を記録する会資料集第 6 集『＜神戸空襲を記録する会＞の戦災アーカイブ』（神戸大学地域連携 2023 年度報告書、2024.3）等参照

5 米国国立公文書館所蔵の米国陸軍第 21 爆撃機集団の作戦任務報告書、*Tactical Mission Report* は、奥住重信、工藤洋三によるその存在の発見とこれらを用いての、地方都市に対する空爆である「中小都市空襲」解明のための活用が進められた。以降、日本の本土各都市空爆についての基礎資料へのアプローチとして知られ、多くの自治体等で翻訳、公開されている。神戸市文書館でもかつては HP 上で公開、タグ付けられ、佐々木和子による解説等を加え市民の便宜に供して公開されていた。PDF として閲覧は可能（https://ashikabi.org/wordpress/wp-content/uploads/2017/06/06aa6d3b588a5a23be4a333d40dca1e0.pdf, 最終閲覧日 2025.12.31）。尚、各地の空襲市民運動「全国空襲・戦災を記録する会」の活動と併せての会誌、『空襲通信』は 2025 年 11 月で第 27 号刊行中。また 2000 年 7 月、空襲・戦災を記録する会神戸大会に始まる第 1 回以降の米軍資料研究会の歴史については「空襲・戦災を記録する会」の HP、https://kushusensai.net/%E7%A0%94%E7%A9%B6%E4%BC%9A/ 等参照。今日では国立国会図書館のデジタルデータとして解説とともに閲覧等可能。https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/occupation/USB_5

6 工藤は 2 月 5 日に神戸が投弾地に選ばれた理由として、平野部が東西に広がる地形的な特徴により、被害が限定的なものになると見ていたとも指摘している。（工藤洋三『日本の都市を焼きつくせ！：都市焼夷空襲はどう計画され、どう実行されたか』工藤洋三、2015）。

7 写真番号及びページ数は報告書『大阪・神戸・京都に対する空襲の影響』による。

8 7 月以降および川崎工場への投下事例であるため、焼夷弾攻撃ではなく、破壊力を主目的とする通常爆弾の使用であり、パンプキン爆弾が含まれ、想定されている可能性が高い。

9 他、同様のタイトルを持ち、対象となった都市は、東京、長崎、京都、神戸、大阪、広島の 6 都市である。

10 大蔵省主計局発行の『帝国予算概要　昭和 19 年度』には「防空に関する経費」として同工作団の経費措置が計上されている（342 頁）。なお同作業は「決戦下」での「土

木技術者には、公共施設空爆対策の重要任務」（1 頁）（『土木技術』5-1、1944.1）とあり、技術者を想定しており、警防団等、民間の徴用ではなかったことが想定される。

11　1943 年 11 月 1 日設置　航空機の増産を図り、軍需生産の一元的統轄を意図して設置された。戦後、商工省に引き継がれた。